

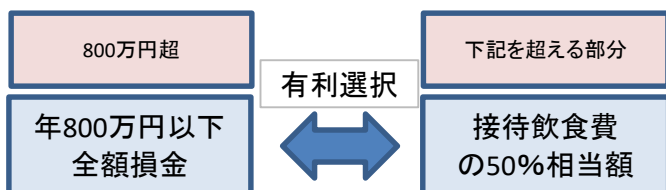
## コレって交際費？

日々の経理の中で、勘定科目に迷うことはよくあるのではないのでしょうか。今月は税務上の取り扱いが他の勘定科目と異なる「交際費」について、確認していきます。

### I 交際費の定義

税務上の交際費の定義を確認しましょう。①**交際費、接待費、機密費などの費用**で、②**得意先、仕入先その他事業に関係のある者**に対する③**接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のため**に支出するもの(措置法61条の4)とされています。

### II 交際費の取り扱いについて



資本金1億円以下の法人は、**年800万円又は年間の接待飲食費**(交際費に含めた飲食費のうち、その法人の役員・従業員のための飲食費を除く)**の50%相当のいずれかまでは経費**(税務上の損金)となります。

### III 交際費判定表

以下に誤りやすい交際費の例をあげました。判断の参考にしてください。

例	取扱い(勘定科目など)	
政治献金・政治団体への拠出金(参加しないパーティー券) 神社のお賽銭、寺院へのお布施など	相手先が事業関係者ではないため、 <b>寄付金</b> となります。寄付金は一部損金算入が制限され、 <b>経費が大幅に減ることがあります</b> 。	
カレンダー、手帳などの配布で通常要する費用 景品付販売による景品の費用	高額でなければ自社の社名を入れたカレンダー、手帳、又は販売に付随する景品(3,000円以下や自社商品)などは <b>広告宣伝費</b> として経費になり、交際費には該当しません。	
社内の忘年会に得意先を招待した 社員旅行に懇意にしている取引先を招待した	取引先に旅行や食事を提供することは接待、供応に該当するため、 <b>従業員分の福利厚生費と、取引先分の交際費</b> に区分する必要があります。	
懇親会に参加するためのタクシー代 接待ゴルフの行き帰りの交通費	他社が主催する懇親会への交通費は旅費交通費(参加するための会費は交際費)ですが、 <b>自社が開催する懇親会、又は接待ゴルフの交通費は交際費</b> となります。	
顧客紹介料、情報提供料	支払額、条件など契約している場合は支払手数料などで処理します。 <b>事前の契約なく支払う謝礼などは交際費</b> になります。	
従業員に対する渡切交際費、機密費など精算されないもの	精算がないと交際費の要件を確認できず、 <b>従業員の給与として源泉所得税の徴収が必要</b> です。	
5,000円基準	取引先との飲食費で一人5,000円以内のもの	交際費から除外できます。(会議費などで処理) <b>※取引先、人数が分かるよう記載が必要です</b> 。
	取引先への手土産や贈答品で5,000円以下のもの	交際費となります。 <b>5,000円基準は飲食費のみです</b> 。
	社員が社内外で打ち合わせに要した飲食費	5,000円基準はなく、 <b>会議費</b> となります。 <b>※お酒は認められません</b> 。
取引先や取引先の担当者に贈与したが、相手先を秘匿している場合(帳簿に相手先の記載がない、支出先を社長などとして隠している場合等)	使途秘匿金として、 <b>経費には含まれず、その支出した金額の40%相当額が、赤字でも課税</b> されます。	